

西武中学校校舎建替え工事基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名称

西武中学校校舎建替え工事基本・実施設計業務委託

(2) 業務場所

入間市大字仏子960番地1

(3) 業務実施期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 業務内容

特記仕様書のとおり

(5) 見積限度額

275,000,000円（消費税等相当額含む）

各年度の限度額は次のとおりとする。

【令和6年度】 96,250,000円（消費税等相当額含む）

【令和7年度】 178,750,000円（消費税等相当額含む）

なお、上記限度額は、契約金額を示すものではない。また、見積金額は、この見積限度額を超えてはならない。

(6) 契約

契約は、令和6年度及び令和7年度の一括契約とする。

(7) 契約保証金

契約代金の100分の10以上の金額の契約保証金の納付を求める。

ただし、入間市契約規則第28条のいずれかに該当する場合は免除とする。

(8) 選考方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、参加資格確認基準日は、参加表明のあった日から、本業務の契約を締結するまでの間とする。

- (1) 埼玉県競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定により、一般競争入札に参加できない者に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 単独企業であること。
- (6) 法人格を有し、本業務に関する業務委託契約を当市との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 本業務委託の内容を十分に理解した上で、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じ、円滑に業務が遂行できること。
- (9) その他関係法令等に違反していないこと又は違反するおそれのないこと。
- (10) 平成26年度以降に、令和6年国土交通省告示第8号別添二第七号第1類に該当する教育施設（幼稚園を除く）に供される延べ面積6,000㎡以上の建物の新築、増築又は改築の基本設計業務又は実施設計業務（ただし、増築又は改築に係る設計業務にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積6,000㎡以上であること。）を受注者として完成させた実績を有する者であること。
- (11) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士で、本プロポーザルに参加を希望する者に所属する管理技術者及び照査技術者として配置できる者であること。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができないものとする。

3 プロポーザル実施方法の概要

(1) 選定方法

本業務の受託候補者の特定にあたっては、公募により設計対象に関する取組・課題解決方法等の提案を受け、設計者を選定するプロポーザル方式により行う。

提案に対する審査は、「評価基準」（別紙１）に基づき書類審査・プレゼンテーション等により実施し、最も優れた提案者を受託候補者、次いで優れた提案者を次点者とする（以下「受託候補者等」という）。

なお、本プロポーザルは、設計者の選定を目的に実施するものであり、設計案を選定するものではない。そのため、契約後の設計業務は、提案書の内容に拘束されるものではない。

(2) 実施スケジュール

内 容	日 時
プロポーザルの公告	令和６年５月２７日(月)
一次審査提出書類等に関する質問提出締切	令和６年６月３日(月)
一次審査提出書類等に関する質問に対する回答	令和６年６月１０日(月)
参加申込に関する提出書類提出締切	令和６年６月１７日(月)
一次審査結果通知	令和６年６月２４日(月)
現地見学会	令和６年６月下旬
二次審査提出書類等に関する質問提出締切	令和６年７月１日(月)
二次審査提出書類等に関する質問に対する回答	令和６年７月８日(月)
技術提案書提出締切	令和６年７月２３日(火)
二次審査	令和６年７月３０日(火)
二次審査結果通知	令和６年８月５日(月)（予定）
契約締結	令和６年８月中旬（予定）

(3) 業務委託契約の締結について

受託候補者とは、１（５）に示す見積限度額の範囲内で業務委託契約を締結する。

何らかの事由により、受託候補者と契約に至らなかった場合には、次点者と業務委託契約を締結する。

なお、委託条件・仕様書等については、契約段階で若干の修正を行うことがある。

4 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。なお、参加表明書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書【様式1】
- イ 事業者の概要【様式2-1】
- ウ 事業者の業務実績【様式2-2】
- エ 配置技術者の業務実績【様式2-3】
- オ 業務体制、実施方針【様式3】
- カ その他必要となる資料

(2) 提出部数

各1部（原本）

(3) 提出方法

担当部署（事務局）まで持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法とし、提出期限に必着であること。

(4) 提出期限

令和6年6月17日（月）17時

(5) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加表明を無効とする。

- ア 参加資格に掲げる資格のない者が提出した場合。
- イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- エ 虚偽の内容が記載されている場合。

5 一次審査提出書類等に関する質問及び回答

(1) 提出方法

本プロポーザルの一次審査に関する質問がある場合は、質問書【様式4】により担当部署（事務局）メールアドレス宛（ir811011@city.iruma.lg.jp）に電子メールで提出し、その後事務局に電話連絡すること。提出締切は令和6年6月3日（月）17時と

する。

(2) 回答方法

令和6年6月10日(月)に、入間市公式ホームページに質問と回答を掲示する。

6 一次審査及び一次審査結果の通知

提出された書類を基に、各参加者の実績等について採点を行い、評価点上位3者程度を一次審査通過者として選定する。

(1) 一次審査結果通知日

令和6年6月24日(月)

(2) 通知方法

参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールで結果を通知する。なお、一次審査通過者にはプレゼンテーション及びヒアリングの実施日時と会場を別途通知する。

7 現地見学会

一次審査結果通過者を対象に対象校の見学会を実施する。概要は以下のとおりとし、詳細は一次審査結果の通知と合わせて伝達する。

なお、本プロポーザルの対象校への直接の問い合わせ及び敷地内へは立ち入りはしないこと。

(1) 実施日

令和6年6月下旬

(2) 会場

入間市立西武中学校（入間市仏子960-1）

(3) 参加人数

参加人数は1参加者につき、4名以内とする

8 二次審査提出書類等に関する質問及び回答（一次審査通過者のみ）

(1) 提出方法

本プロポーザルの二次審査に関する質問がある場合は、質問書【様式4】により担当部署（事務局）メールアドレス宛（ir811011@city.iruma.lg.jp）に電子メールで提

出し、その後事務局に電話連絡すること。提出締切は令和6年7月1日(月)17時とする。

(2) 回答方法

令和6年7月8日(月)に、入間市公式ホームページに質問と回答を掲示する。

9 技術提案書等の提出

技術提案書は仕様書に準拠した提案内容とし、次のものを提出すること。

(1) 提出書類

提出物	様式	特記事項
①提案書表紙	様式5	
②提案書	様式6	テーマ1：新しい時代の学習環境の整備に関する提案 テーマ2：地域とともにある学校に関する提案 テーマ3：敷地の特性を考慮した計画に関する提案 テーマ4：高騰する建設工事費等の縮減に関する提案
③価格提案書	任意	2箇年総額の見積金額。書式は自社様式で可とするが、仕様書に準拠した内容とし、内訳を添付すること。

※提出書類については、10部（正本1部、副本9部）及び電子データ（CD-R等）を提出すること。正本と副本の内容は全て同一とするが、副本への押印は省略可とする。

(2) 提出方法

担当部署（事務局）まで持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法とし、提出期限に必着であること。

(3) 提出期限

令和6年7月23日(火)17時

(4) 技術提案書等の無効

技術提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、審査の対象外とする。

ア 参加資格に掲げる資格がなくなった者が提出した場合

イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書の金額が見積限度額を超えている場合

10 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

技術提案書の提出者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。提案事業者の業務実施能力を総合的に審査し、最も優れた企画提案があった事業者を受託候補者に決定する。

（１）日付：令和６年７月３０日（火）

（２）提案内容の説明

実際に事業を担当する者が行い、提出した技術提案書に基づき説明すること。

（３）プレゼンテーション及びヒアリング時間

提案者からのプレゼンテーション時間 ２０分程度

入間市からのヒアリング時間 ３０分程度

（４）その他

プレゼンテーションの開始時間、会場等の詳細については、一次審査結果通知と共に、一次審査通過者にのみ通知する。

（５）二次審査結果通知及び公表

二次審査の結果については、令和６年８月５日（月）（予定）に、二次審査参加事業者全員に電子メールで通知し、市公式ホームページに掲示して公表する。なお、受託候補者交渉権者のみ事業者名を、他者は点数のみを公表する。

11 委託契約

二次審査の結果、選定された受託候補者と協議が整った段階で契約等の手続きを行う。

なお、選定された受託候補者が契約等の手続きまでに参加資格要件を満たさなくなった場合及び協議が整わない等の理由により、受託候補者と契約等の手続きができない場合は、次点者を受託候補者とし、契約交渉を行うものとする。

12 瑕疵がある場合

企画提案書等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審議し、その取扱いについて決定するものとする。

また、その瑕疵が重大又は悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる

場合は、既に決定した受託候補者の権利を取り消すことがある。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に必要な費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の提出書類の修正、変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正、変更が生じた場合で、入間市が承諾した場合はこの限りではない。
- (4) 提出された書類は、情報公開請求があった場合、入間市情報公開条例（平成15年条例第18号）に基づく不開示情報を除き原則公開とする。
- (5) 技術提案書の取扱いは下記のとおりとする。
 - ア 技術提案書は、受託候補者等の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。
 - イ 技術提案書は、必要に応じて複製することがある。
 - ウ 技術提案書の作成のために本市から提供した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。
- (6) 当該業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む）が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事等の入札に参加し、又は当該工事等を受注することはできない。
- (7) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (8) 提出された一切の書類は返却しない。

14 担当部署（事務局）

入間市教育委員会教育部教育総務課学校統合調整室

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

電話：04-2964-1111（内線 4161・4162）

FAX：04-2964-4841

E-mail：ir811011@city.iruma.lg.jp

評価基準

1 一次審査の評価項目と配点

評価項目			評価基準の概要	配点
事務所の能力	有資格者数		有資格者数を評価する。	36
	同種・類似業務の実績		・延床面積の大きさを評価する。 ・事業者の業務実績3件について評価する。 ※同種業務の実績を高評価とする。	
配置技術者の能力	管理技術者		・同種、類似業務の実績及び携わった立場を評価する。 ・配置技術者の業務実績3件について評価する。 ※同種業務の実績を高評価とする。	44
	主任担当技術者	建築総合		
		構造		
		電気設備		
		機械設備		
業務体制実施方針	設計業務体制・業務実施方針		業務の取組体制や設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等の的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。	10
一次審査 小計				90

※同種業務：中学校の基本設計・実施設計業務

類似業務：小学校または高等学校の基本設計・実施設計業務

2 二次審査の評価項目と配点

評価項目		評価基準の概要	配点
業務理解度 取組意欲 業務工程	業務理解度 取組意欲	業務内容、業務背景、諸手続に関する理解が高く、積極性がみられる場合を高評価とする。	20
	業務工程	事業全体の想定スケジュールの短縮と業務上起こり得る問題点等の整理とその対策に係る工程計画の的確性、実現性を総合的に評価する。	
提案書	テーマ1	提案内容の的確性、独創性、実現性を考慮して総合的に評価する。	80
	テーマ2		
	テーマ3		
	テーマ4		
価格提案書		見積金額を評価する。	10
二次審査 小計			110

※評価方法等に関する質問書の提出は不可とする。

3 最低基準点について

一次審査及び二次審査の評価点の合計（200点）の6割（120点）を最低基準点とし、審査委員の評価点を平均した値が、最低基準点を下回る参加事業者は、選定の対象としない。